

5. 第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見 801件（大人346件、子ども455件）

意見の概要		札幌市の考え方
【第3章全般について】		
345	権利、自由だけでなく、責任、義務についても、子どもに理解させられるような条文にすべき。(大人3件)	権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定することにしました。
346	権利の濫用にならないように、自己中心的な行動を慎む責務を包括的に規定すべきである。(大人3件、子ども2件)	
347	権利の濫用防止や他者の権利の尊重に関する子どもの責務、責任について、個別の権利ごとに規定するべきではないか。例えば、「子どもは の権利があります。『ただし、ほかの人に迷惑をかけるはなりません』『ただし、安全を守り、きまりに反しないこと』」などとすべきである。(大人1件)	
348	現状では、子どもにとって大切な権利が多いし、似たような項目もあるので、簡潔になるよう整理すべきではないか。(大人3件)	この条例で定める「子どもにとって大切な権利」は、子どもの権利条約や日本国憲法などによって子どもに保障されている権利の中から、札幌の状況を踏まえ、特に大切にされるべき基本的な権利を規定したものです。 なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、子どもにできるだけ分かりやすく示すという観点から、条例素案に比べ、一部の項目を修正しています。
349	「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」は、別々にしなくてもよい。「安心して自分らしく生きる権利」というように、一つにまとめてはいかがか。(大人1件)	
350	素案で示されている子どもの権利について、権利として保障することに疑問がある内容が含まれているので、再検討するべきである。(大人1件)	
351	言葉があいまいだと思うので、もう少し権利の意味を具体的に記載するべきだと思う。(大人1件、子ども4件)	
352	現状では、子どもにとって大切な権利は少し抽象的すぎる。もう少し内容をしぼり、実現可能な権利を規定すべきである。(大人1件)	
353	子どもにとって大切な権利については、すでに条約や憲法、児童福祉法等の法律によって、抽象的とは言え、普遍的な表現によって規定されているので、あえて条例の中で規定する必要はないのではないか。(大人1件)	
354	年齢に応じて細分化した権利を規定し、それを実現する方法を考えるべきである。(大人1件)	
355	子どもを「幼年期」「少年期」「青年期」に分類し、子どもにとって大切な権利の区別をしていただきたい。中学生以上については、行政中心で権利を進めると同時に、教育機関等で義務を守らせる必要がある。(大人1件)	この条例では、子どもの権利条約に基づき、原則18歳未満を子どもと定義しています。また、子どもの権利行使のあり方、それに対する大人の支援の内容は、子どもの成長や発達段階によって異なりますが、こうした違いにかかわらず、乳幼児から18歳になるまでのすべての子どもが健やかに育つことができるための大切な権利を、子どもに分かりやすい表現で定めています。

356	行政が子どもの権利をどう保障するのか、明確にすべき。(大人1件)	子どもの権利の保障の仕組みは、第4章「生活の場における権利の保障」において、家庭、育ち学ぶ施設、地域とともに、行政における権利保障の仕組みを定めています。
357	記載されている権利がすべて守られるのか、疑問である。(子ども2件)	子どもの権利の保障を進めるためには、市民全体で子どもの権利の考え方を共有し、理解することが必要です。第2章「子どもの権利の普及」に示しているように、市民に対し、様々な形での広報・普及や学習等への支援に努めていきたいと考えています。
358	条例で権利を保障しても、現実には、子どもの権利を守るかどうかは親の考えによって決まると思うので、実効性は低いと思う。(子ども1件)	
359	子どもの権利について、現実には保障するのは難しいと考える。何を基準に権利が守られているか否かを見極めるかを、明確に示すべき。(大人2件)	ご意見のとおり、実際の権利行使の場面においては、権利が保障されているかどうかの客観的な基準を設けることは難しいと考えていますが、この条例の理念を正しく理解していただくための広報・普及に努めていきたいと考えています。なお、第7章「子どもの権利の保障の検証」では、子どもにかかわる施策を、権利保障の観点から調査、審議する「子どもの権利委員会」の設置を規定しています。
360	ここに書いてある権利は当たり前のことであり、世界の食べることができない子どもにこそ保障してあげべきである。(子ども1件)	世界では、戦争や飢餓などによる権利の侵害に苦しむ子どもがいますが、日本においても虐待やいじめなどに苦しむ子どもが少なくありません。また、子どもは、未熟な弱い存在であり、「生きる権利」「守られる権利」も大切ですが、一方で、やがて大人になる存在として、「成長・発達する権利」を有していることも重要な側面です。
361	子どもにとって大切な権利について、家庭、学校、地域の関係機関(つまり大人)が指導していくべきことで、当たり前のことばかりであり、規定する必要性を感じない。(大人3件)	このような子どもの権利を市民全体が理解し、子どもの権利の保障を進めていくことが大切であると考えています。
362	権利とは言えないことまでも定めている。権利とは何かについて、示すべきである。(大人1件)	ここで規定する「子どもにとって大切な権利」は、子どもたちが自分らしく生き、伸び伸びと成長・発達するために、札幌の現状に基づき、子どもに分かりやすい表現で規定したものです。なお、前文には、日本国憲法及び子どもの権利条約に基づいて条例を制定することを規定しています。
363	権利とは何かについて、規定すべき。例えば、「リヤドガイドライン(少年非行の防止のための国連指針)」など、子どもの権利条約に関連した国際ガイドラインで定める子どもの人権を本条例における子どもの人権とみなす」と定義するべきである。(大人1件)	
364	4つの各権利の冒頭文に、「子どもは、...できます」とあるが、可能性を示す「生きることができます」ではなく、必要性を示す「生きるため」とすべきではないか。(大人2件)	この条例は子どもにとって非常にかかわりが深いことから、子どもにとって大切な権利は何かということ、分かりやすい表現で示すことを心がけて規定しています。
365	条約の根底にある考え方は、「子どもは権利の保持者」であることなので、規定の表現を、「~することができる」ではなく、「~する権利の保持者である」と修正すべきではないか。(大人1件)	

366	子どもの権利をもう少し増やしても良いと思う。(子ども6件)		
367	「学校で差別なく遊べる権利」がほしい。(子ども1件)		
368	「外国で学ぶ権利」「就学義務」の規定が存在しないが、外国人を含めたすべての子どもには、「学校で学ぶ権利」「就学権」があることを明記する必要がある。(大人1件)		
369	「すべての子どもは、生まれ育つ地域の学校に通うことができる権利」を入れてほしい。市及び施設設置管理者は、すべての子どもが通える条件を整えなければならない。(大人1件)		
370	「人々を、できごとのなすがままに動かされる客体から、自分たち自身の歴史を作り出す主体に変えていくもの」という学習権を入れてほしい。(大人1件)	この条例では、日本国憲法や子どもの権利条約においてすでに定められている子どもの権利について、札幌の子どもたちが、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達するために特に大切な権利として、子ども委員会の提案などをもとに、規定したものです。	
371	例えば不審者情報について警察がすぐに対応してくれるような、子どもへの犯罪を抑制・防止する権利を規定するべき。(子ども1件)		
372	「人間らしく生きて働けること、共に生きることを学べる権利」を入れてほしい。(大人1件)		
373	子どもが侵害されやすい「内心の自由」についての記載がないので、入れてほしい。(大人7件)		
374	「自分に関することについて必要な情報を知り、それを管理する権利」を入れてほしい。(大人1件、子ども1件)		
375	「犯罪を犯した子どもの権利」について、はっきり示すべき。(子ども1件)		
376	災害時の生活基盤や教育の確保などに関する「緊急時の権利」を規定するべき。(子ども1件)		「安心して生きる権利」や「豊かに生きる権利」の「学ぶこと」などに、ご意見の趣旨は含まれていると考えています。
377	「世代間で意見の分かれる事柄について、時間をかけて丁寧に伝達され、理解を深めていく権利」を入れてほしい。(大人2件)		ご意見の趣旨については、「参加する権利」に「意見を表明すること」を盛り込んでおり、この権利行使を通して、大人との対話を積み重ね、理解を深めていくものと考えています。
378	「安全で安心して心地よい環境(自然・社会)の中で暮らせる権利」を入れてほしい。(大人1件)		「安心して生きる権利」や「豊かに生きる権利」にその趣旨を盛り込んでいます。
379	「札幌市すべての人が平和に暮らせる権利」がほしい。(子ども1件)		
380	「学校でトイレに行っても安心な権利」を入れてほしい。学校でトイレに行ったばかりにいじめにつながるケースがあるほか、学校でトイレに行くのが嫌で朝ごはんを食べなくなったという話も聞くので。(大人1件)	「豊かに生きる権利」の「健康的な生活を送ること」にその趣旨を盛り込んでいます。	

381	「安全な食を持てる権利」を入れてほしい。(大人1件)	「安心して生きる権利」の「自分を守るために必要な情報や知識を得ること」や「豊かに生きる権利」の「健康的な生活を送ること」などにその趣旨を盛り込んでいます。
382	「食に関する権利」を入れてほしい。健全な心と身体は正しい食習慣に起因するので。(大人1件)	
383	「学校に行かない子どもが学習する権利」を入れてほしい。(大人1件)	
384	「子ども・保護者は学び育つ場を自ら選ぶことができる権利」を入れてほしい。市は、子育て、教育について、子ども、保護者の考え方を最大限に尊重しなければならない。(大人1件)	
385	「社会で働くことを学ぶ権利」を入れてほしい。(大人1件)	
386	「読み、書き、そろばんの基礎的学力と、自ら学び、自ら考える力を子どもたち一人一人の心身の発達に応じて身につけることができる権利」を入れてほしい。(大人1件)	
387	<p>その他意見・感想等 (大人55件、子ども103件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって大切な権利が、「子ども委員会」を中心に子どもの視点に立って考えられているところが良いと思う。 ・権利を大切にされなかった子どもは、権利を大切にできる大人になれないと思う。 ・条例によって、今まで以上に子どもの権利の保障が図られると良いと思う。(子ども) ・子どもに権利があることは理解できるが、それを保障するための「役割」があることは意外。(子ども) ・大きく4つの種類に分かれているので、単純に覚えられると思った。(子ども) など 	
【安心して生きる権利について】		
388	「安心して生きる権利」を具体的に実効性を持たせるための対策や活動について示すべきである。(大人9件、子ども11件)	この条例で定める「子どもにとって大切な権利」を保障する上での基本的な考え方については、第4章「生活の場における権利の保障」に規定しています。「安心して生きる権利」を含め、大人が、家庭、育ち学ぶ施設、地域等のそれぞれの場面において、子どもの権利の保障に努めることがとても大切であると考えています。
389	「命が守られ…」は、冒頭文の「子どもは、安心して生きることができます」と同じ内容なので、削除するか、冒頭の文を、「命が守られ、安心して生きることができます。」と修正してはどうか。(大人1件)	ここでは、人間一人一人の尊厳の源である命が、平和と安全のもとに守られ、安心して暮らせることを規定しています。子どもが安心して生きるためには、この平和と安全が、すべての事柄の前提になると考えています。なお、ご指摘のとおり、一部重複する部分がありましたので、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」と修正しています。
390	「命が守られ…」について、「平和」は不要ではないか。(大人1件)	
391	「命が守られ…」とあるが、「平和」や「安全」とはどのようなことなのか、具体的に示すべきではないか。(子ども1件)	

392	「 かけがえのない存在として…」とあるが、一人の人間として、自分の行動に責任を持つことのほうが、むしろ大事なのではないか。(子ども1件)	ここでは、子ども一人一人が大切な存在として、愛情を持って育まれることを、「安心して生きる権利」として規定しています。ご意見のとおり、子どもが自分の行動に責任を持つことはとても大切であり、この趣旨は、前文等に規定しています。なお、「かけがえのない存在」という表現については、次に続く「愛情を持ってはぐくまれる」と一部趣旨が重複すると考えられることから、削除しています。
393	「 かけがえのない存在として…」とあるが、「かけがえのない存在として」という文言は必要ないと思う。(大人1件)	
394	「 いじめ、虐待、体罰など…」に、「子どもを取り巻くあらゆる犯罪や危険な場所などから守られる」という趣旨も追加するべきである。(大人1件)	ここでは、子どもに対する重大な権利侵害であるいじめ、虐待、体罰等から、精神的にも肉体的にも守られることを「安心して生きる権利」として規定しています。なお、この章で定める「子どもにとって大切な権利」は、やや抽象的な表現もありますが、できるだけ分かりやすい、親しみやすい表現となるよう心がけています。
395	「 いじめ、虐待、体罰など…」をもう少し強調すべきではないか。(子ども5件)	
396	「 いじめ、虐待、体罰など…」とあるが、体罰は必要な場合もあるので、「感情にまかせてたたくなどの暴力をふるったりしてはいけません」と修正するべき。(大人1件)	
397	「 いじめ、虐待、体罰など…」とあるが、これが過剰に利用され、教育の幅が狭くなるのではないかと懸念している。(大人1件)	子どもを育てる上で、適切な指示、指導の意味でしつけを行うことは大切なことですが、それを逸脱し、肉体的、精神的苦痛を及ぼす「体罰」を子どもに行うことは、どのような理由であれ、あってはならないことと考えています。
398	「 いじめ、虐待、体罰など…」とあるが、体罰は必要な場合もあるので、「同意なく体罰を振るわれない」と修正するべき。(大人1件)	
399	「 いじめ、虐待、体罰など…」について、「権利」として規定する必要はないと思う。権利として定めなければ何もできない、というのはおかしいと思う。(子ども1件)	心や体が守られることは、人間にとって基本的な権利です。特に、いじめ、虐待、体罰は、子どもたちの日常最も身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、子どもにとって大切な権利の一つとして規定しています。
400	「 いじめ、虐待、体罰など…」について条例で権利を保障しても、起こらないとは限らない。実効性が低い。(子ども4件)	この条例を実効性あるものとする有効な方法の一つに、広報・普及が挙げられます。特に、いじめ等の問題については、未然防止が重要であることから、「子どもにとって大切な権利」について広報・普及を行うなど、この趣旨を理解していただくための取組を積極的に進めていきたいと考えています。
401	「 障がい、民族、国籍、性別…」について、「合理的な理由なしに、区別されたり、順番をつける、不利益な扱いを受けるなどの差別をされないこと。」に修正するべき。(大人3件)	ここでは、障がい、民族、国籍、性別等を理由として、あらゆる差別や不当な不利益を受けないことについて、基本的な考え方を包括的に示したものです。
402	「 障がい、民族、国籍、性別…」について、このような権利があっても、結局は差別を防ぐことはできないと思うので、条例として設けるだけでなく、すべての人に自覚をもってもらう取組が必要である。(子ども1件)	ご意見のとおり、これらの差別や不利益を未然に防ぐための有効な手段として、広報・普及が挙げられます。また、第4章第5節「子どものそれぞれの状況における権利の保障」では、あらゆる差別や不当な不利益を生じさせない、又はなくすための市民及び市の役割も規定しています。

403	「障がい、民族、国籍、性別…」とあるが、出入国管理問題では、「子どもが可哀想だから母親と一緒に」という理由で、不法滞在者の強制出国を妨げている事例が多くあり、今後多発する可能性が大きいのではないかと。(大人1件)	不法滞在の問題は、「出入国管理及び難民認定法」において、その詳細を規定しています。この条例により、法律の運用に支障が生じることはないものと考えています。
404	「自分を守るため…」 「気軽に相談でき…」について、具体的な表現に修正するべきではないかと。(大人1件)	第5号に定めていた「必要なこと」の趣旨は、子どもが、自分の身を守るために必要となる情報や知識を得ることを意味しています。また、第6号に定めていた「必要な支援」とは、権利侵害に悩み苦しんでいる子どもが、気軽に相談でき、適切な支援が受けられることを意味しています。これらのことから、ご指摘の趣旨を踏まえ、分かりやすい表現とするために、「自分を守るために必要な情報や知識を得ること」、「気軽に相談でき、適切な支援を受けること」に、それぞれ修正いたします。
405	「気軽に相談でき…」のなかには、「自分を守るため…」も含まれているので、「気軽に相談でき、自分を守るために必要な支援を受けること」などの形で、一項目にしてはどうか。(大人1件)	
406	「自分を守るために必要なことを知ること」について、表現がわかりにくいので、「自分自身を守るために必要なことがらを知ること」と修正するべきである。(大人1件)	
407	「自分を守るため…」について、自分を守るために、我がままな言い訳をするなどの懸念がある。(大人1件)	
408	「自分を守るため…」について、気軽に相談でき、必要なときは助けを受けることができる場所を具体的に示してほしい。(大人1件)	自分を守ることは大切な権利ですが、そのために、何をしても良いという訳ではありません。子どもが権利を行使する際に基本となる考え方として、「他者の権利を尊重する必要があること」、「社会全体のルールを守り、迷惑にならないようにすること」などがあり、この趣旨を正しく理解いただくための支援に努めていきたいと考えています。
409	「気軽に相談でき…」について、相談先や支援を受けるための具体的な方法について示すべきである。(大人2件)	
410	「気軽に相談でき…」とあるが、実際は、相談しようかどうか迷うことは、気軽に相談できないものなので、その辺を考えてほしい。(子ども4件)	
411	<p>その他意見・感想等 (大人40件、子ども86件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して生きる権利が実現するよう、家庭、学校、行政などが一体となって子どもの権利を保障する必要がある。 ・「命が守られ、平和と安全のもとに安心して生きていけること」は、最近、子どもに対する事件などが多いから、とても大事だと思う。(子ども) ・「いじめ、虐待、体罰などを受けないこと」や「障がいなどで差別を受けないこと」は、とても大事なことであった。(子ども) ・安心して生きる権利によって、いじめや虐待、差別を受けている人が少しでも減ったら良いと思う。(子ども) ・安心して生きる権利を行使することができず困っている子どもがいらないかどうか、周囲の人は気を配る必要があると思う。(子ども) など 	

【自分らしく生きる権利について】		
412	「個人の行動」を優先するあまり、団体行動や共通認識を図るための活動が、学校現場などで混乱や制約を受けることのないよう、十分に留意する必要がある。(大人1件)	
413	事業所において、企業の規律保持、労務管理にそごをきたすおそれも考えられる。(大人1件)	
414	「自分らしく生きる権利」について、「自分らしく」とか、「大切にされる」という言葉のみではなく、「善悪」や「ルール」について明記すべきである。(大人3件)	
415	「自分らしく生きる権利」は、すべての項目について、子どもが我がままになる要素がある。このことから、権利の内容に、条件や制限をつけるなど、悪用されないように細かい配慮をする必要がある。(大人4件)	
416	「自分らしく生きる権利」を利用して非行に走る子どもが出てこないか心配。(子ども1件)	
417	「自分らしく生きる権利」を認めると、我がままな子どもを助長するのではないかと危惧している。ルールやマナーがあつてこそ、権利として成り立つはずであり、この権利の掲載には疑問である。(大人7件)	
418	「自分らしく生きる権利」について、子どもは「自分を確立する」時期であり、まだ「自分らしく」と断定しない方が良いと思うので、「個人として尊重されて生きる権利」に修正するべきである。(大人1件)	
419	「自分らしく生きる権利」にある項目は、大人になったときに保障されるとは考えられないので、子どものときも保障しない方が良いのではないかと思います。(子ども2件)	
420	個性には外見的な個性もあると思うので、制服や、髪の色などに関する学校の規則の中には、自分らしく生きる権利に反するものがあるのではないかと。(子ども1件)	私たちの日常生活は、他者との関係性の中で営まれていることから、「自分らしく生きる権利」があるからといって、自分のことだけを考えても良い訳ではありません。このことから、社会のルールを実践するうえでの一定の基準となる「校則」が定められています。
421	「自分らしく生きる権利」にあるように、あまりにも子どもを保護すると、社会に出たときに生き残れるか不安である。子どもは、多少は他の人と競争する意識があつた方が、前進できるのではないかと思います。(子ども1件)	「自分らしく生きる権利」を保障することは、必ずしも子どもを保護することと同義ではありません。これらの権利を保障することにより、子どもの主体性を認めるとともに、権利の行使を通して、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、他の人の権利も尊重することにつながります。自立した大人に成長・発達するために、とても大切な権利であると考えています。

422	「自分らしく生きる権利」は、とてもあいまいだと思うので、もう少し具体的に示すことはできないか。(大人2件)	ここでは、札幌の子どもにとって、自分らしく生きるために大切なことは何かということについて、子ども委員会での議論や寄せられたご意見等を踏まえ、分かりやすくその基本となる権利を規定しています。
423	「自分らしく生きる権利」は、現実には実現できていない場面が多いので、強調してほしい。(大人2件)	
424	「ありのままの…」は、甘やかしにつながったり、勘違いをする子どもが増えると思う。(大人1件、子ども3件)	
425	「ありのままの…」について、自己主張が強くなりすぎると、いじめられる原因になると思う。(子ども1件)	
426	「ありのままの…」とあるが、「ありのままの自分を大切にし、学びあい、豊かになる権利」に修正するべきではないか。(大人1件)	
427	「ありのままの…」とあるが、項目を残すならば、「自分の個性を尊重されること」と修正すべきではないか。(大人1件)	
428	「ありのままの…」とあるが、自らの成長・発達の否定、社会的な存在としての人間否定にもつながることから、「ありのまま」を削除し、「自分を大切にすること」とすべき。(大人1件)	
429	「ありのままの…」とあるが、「ありのまま」が必ずしも良い状態とは思えない。「改めなければならない自分がある」ということも、子どもに意識させるべきではないか。(大人1件)	
430	「他人と比較されることなく…」とあるが、この規定を削除し、「個性や他人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること」に含むと解釈するのが良いと思う。(大人2件)	子どもは、一人一人の性格、能力、外見などが異なりますが、そのありのままの個性に自信を持ち、大切にしてほしいという思いから、素案では、自分らしく生きる権利として、「ありのままの自分を大切にすること」を規定していました。しかしながら、「努力しなくても良い」という解釈が生じるおそれがあることのご指摘などを踏まえ、世界中でたった一人しかない自分を大切にしてほしいという願いを込めて、「かけがえのない自分を大切にすること」と修正しています。
431	「他人と比較されることなく…」とあるが、学校での勉強、家庭での兄弟姉妹など、必ず比較が起きるものであり、条例が実効性を持つかどうか疑問である。(大人3件、子ども9件)	
432	「他人と比較されることなく…」とあるが、比較自体を否定することは、子どものためになるとは考えられないので、「意味もなく他人と比較されないこと」と修正するべきである。(大人2件)	
433	「他人と比較されることなく…」とあるが、これは、区別と差別の区分けができておらず、子どもの将来への期待を否定することにつながるのではないかと懸念している。(大人1件)	
434	「他人と比較されることなく、自分のペースで生きること」とあるが、「他人と比較されることなく」過ごすことは、比較のみに左右されない判断力を身に付ける機会を奪うことにもなりかねないと懸念する。(大人1件)	
435	「他人と比較されないこと」「個性が尊重されること」について、実行している子どもや、理解している大人は少ないと思うので、子どもにも大人にも、周知するべきである。(子ども2件)	

436	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、表現してよいことと悪いこともあるので、項目として掲載すべきではないと思う。(子ども2件)	
437	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、いじめている子どもは、ますます助長するだけではないか。弱い立場の子どものことを考えた権利にしてほしい。(大人4件)	ここでは、自分が思ったことや感じたことを話したり、文章に書いたり、絵に描いたり、歌を歌ったり、演じたりすることなどを通して自由に表現することは、自分らしく生きるために大切なことであるという趣旨で規定しています。なお、これらの権利を行使する際には、他の人の権利を尊重することが大切であり、第3章の冒頭に、総括的に、この趣旨を追加して規定しています。
438	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、この権利を行使する際には、他者に対する配慮が必要であり、そのことについて示すべきである。(大人2件)	
439	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、現在、学校では日の丸、君が代が入学式、卒業式で行われており、この権利が守られていないのではないかと、思う。大人が、子どもの思いをつぶさないようにしてほしい。(大人2件)	各学校における学校行事については、学校教育法、これに基づく施行規則、学習指導要領等に基づき、指導を行っているところです。
440	「個性や他人との違い…」について、いわゆる「悪い子」でも、権利だけ主張するおそれがあるので、「責任」を明示してほしい。(大人1件)	ここでは、個々が持つ内面や外見的違いにかかわらず、一人の人間として人格を尊重されることが大切であるという趣旨を、自分らしく生きるために大切な権利として規定しています。
441	「個性や他人との違い…」とあるが、この文言だと、「自分自身が他の人の個性や他人との違いを認めることができ」と解釈される場合もある。(大人1件)	
442	「プライバシー…」について、もう少し具体的に書いてほしい。(子ども3件)	
443	「プライバシー…」とあるが、家庭内でプライバシーの保護を徹底すると逆に危険な場合もありうるので、「他人に対して」といった文言を補足して修正すべき。(大人1件、子ども1件)	プライバシーの侵害は、子どもの自尊心を傷つけ自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりする要因ともなることから、プライバシーが守られることを権利として規定しています。ただし、ご意見にもあるように、最善の利益の観点から、子どもに悪影響を及ぼすと判断される場合、大人は、子どもにその理由を明らかにするなど、子どもの権利の保障を進める上で何が大切か、子ども自身と対話を行うことが求められます。
444	「プライバシー…」とあるが、子どもが、友人のことや学校のことを聞いても、「プライバシーだから自分に都合の悪いことは言わない」と言うのではないかと、危惧している。(大人2件)	
445	「プライバシー…」を認めると、教師や親の子どもへの持ち物検査などができなくなり、子どもを叱責できなくなることを危惧している。(大人1件)	
446	<p>その他意見・感想等 (大人32件、子ども70件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分らしく生きる権利について、子どもが自分自身を認め、肯定する感覚をしっかりと持てるようにするにはいけないと思う。自分を認めることによって、周りの人の個性も受け入れるようになるのではないかと。 自分らしく生きる権利について、子どもが自分のことばかり考えるようになることのないよう、人を思いやる気持ちや心も大切にしてほしいと思う。 自分らしく生きる権利はとても大切だと思うが、人のことも考えなくてはいけないと思う。(子ども) 「自分らしく生きる権利」について、この権利が認められるためには何が大切か、自分の意見を主張する場はどのようなところか、といった情報を子どもに提供してほしい。 など 	

【豊かに育つ権利について】		
447	「豊かに育つ権利」について、「豊かさ」については様々な理解があると思うが、条例によって一定の枠組みを行うことへの懸念がある。(大人1件)	ご意見のように、「豊かさ」については様々な解釈ができると考えますが、子ども一人一人がこれらの権利を行使することによって、様々な経験を通して、それぞれ自分らしい豊かさを追求することが可能となり、このことは、子どもの健やかな育ちにおいて、とても意義があると考えています。
448	「豊かに育つ権利」は、「個人の行動」を優先するあまり、団体行動や共通認識を図るための活動が学校現場などで混乱や制約を受けることのないよう、十分に留意する必要があると思う。(大人1件)	「豊かに生きる権利」を行使する際も、他の人の権利を尊重することがとても大切です。このことから、第3章の冒頭に子どもの責務として、総括的にこの趣旨を規定しています。
449	「豊かに育つ権利」を認めると、何でも許されると勘違いする、我がままな子どもが増えるのではないかと危惧している。(大人2件)	
450	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」とあるが、現実には勝手に休むことなど認められる訳ではないので、権利として載せるべきではないと思う。(大人4件、子ども14件)	ここでは、学ぶ権利、遊ぶ権利、休息する権利をそれぞれ豊かに育つ権利として規定しています。「学ぶこと」は、成長・発達過程にある子どもにとって、保障されなければならない最も重要な権利の一つです。また、友達との交流などを通して「遊ぶこと」により、多くのことを学ぶことができます。さらに、適度に「休息すること」は、健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。なお、お寄せいただいたご意見のなかで、素案の「疲れたら休む」という表現が、「疲れたと感じたらいつでも自由に休むことができる」という誤解につながるとの指摘を踏まえ、「休息すること」に修正することにしました。
451	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」のうち、「疲れたら休む」について、誤解を招く表現なので、修正すべきである。(大人7件)	
452	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」について、「疲れたら」の表現に違和感があるので、「よく遊び、よく学ぶ、楽しく過ごす。」に修正するべきである。(大人1件)	
453	「疲れたら休む」とあるが、周囲の人から見れば十分休んでいるように見えても、実際は不十分な場合もあるので、休む時間の最低限度を条例で示すべきである。(子ども1件)	
454	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」について、子どもの権利条約のように、「学ぶ権利」と「遊ぶ・休む権利」は別個の権利として分けて示すべきではないか。(大人2件)	
455	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」について、「一人一人の条件や状況にあわせた環境で学ぶこと」、「安心、安全な環境の中で遊ぶこと」、「一人一人の状態に合わせ、疲れたら休むこと」など、分けて規定するべきである。(大人1件)	
456	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」とあるが、勉強ばかりで大変なので、もっと遊ぶ権利を強調してほしい。(子ども2件)	

457	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」「 自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること」は、これほど自由にしていよいのか、疑問である。修正すべきではないか。(大人1件)	ご指摘いただいた権利について、すべてが子どもの思い通りという訳ではなく、子どもの健やかな成長・発達に際しては、制約が伴う場合も考えられます。このことから、これらの権利の趣旨を正しく伝えるために、広報・普及に努めていきたいと考えています。なお、「自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること」について、成長・発達する段階にあっては、すべてのことを自分で決めることができる訳ではないことから、ご指摘を踏まえ、より分かりやすくするために、「適切な助言等の支援を受け」という表現を加えています。
458	「 健康的な生活をおくること」に実効性を持たせるため、「食育」に関する取組を充実してほしい。(大人1件)	ここでは、近年朝食を取らずに学校に行く子ども、夜更かしをし、睡眠不足の子どもが目立つことから、このようなことが少なくなるよう、健康的な生活を送ることを、子どもにとって大切な権利として規定しています。なお、ご意見にある「食育」に関する取組はとても大切な視点であり、札幌市では「札幌市食生活指針」を策定し、健やかな体と豊かな心を育てる「食育」を進めるための取組を進めています。
459	「 自分に関係することを…」とあるが、子どもは自己中心的になりがちなので、「保護者のアドバイスを参考に」などのくだりがあった方が良い。(大人3件)	
460	「 自分に関係することを…」とあるが、このことが実現するためには、大人のサポートがとても大事だと思う。(大人3件、子ども1件)	
461	「 自分に関係することを…」について、「自分に関係することを、自分で決めること」に修正すべき。(大人1件、子ども1件)	
462	「 自分に関係することを…」について、現実的には金銭的な問題は必ずあるので、「権利」として規定することは不適切ではないか。(大人2件)	
463	「 自分に関係することを…」について、例えば子どもが売春を自分で決めるなどの事態が出てこないか不安である。(大人1件)	
464	「 夢に向かってチャレンジ…」とあるが、失敗したときには必ず責められるので、権利としては意味がないと思う。(子ども2件)	
465	「 様々な芸術、文化、スポーツ…」とあるが、家庭や学校でお金がかかって困る場合は、市から補助を出したり、イベントを増やすなどの対策をしてほしい。(子ども1件)	
466	「 夢に向かってチャレンジ…」や「 様々な芸術、文化、スポーツ…」について、これを認めようにも費用がかかるので、子どものときはもっと安く、色々なことに参加できるようにしてほしい。(大人5件)	

467	「札幌の文化や雪国…」は、いくら札幌市の条例とは言え、具体的すぎると思うので、修正すべき。(大人1件)	ここでは、札幌の子どもにとって貴重な財産である札幌の独自の文化や雪国の暮らしを学ぶ権利、自然と触れ合う権利を定めています。この権利は、札幌独自の文化や、厳しく、しかし豊かな札幌の自然環境などの恩恵を受けて、札幌の子どもたちがたくましく育ってほしいという願いを込めて規定しています。
468	「地球環境の問題…」は、大人と子どもを問わず取り組むべき義務であり、権利として規定するべきではない。(子ども2件)	ここでは、子どもが、地球環境の問題についての大切さと、それに関する知識を学び、自ら環境保全のために行動できるよう育っていく権利があることを規定しています。地球環境の問題は、子どもたち自身が、未来において幸せに暮らしていくための最も重要な問題の一つであると考えています。
469	「地球環境の問題…」について、子どもが学ぶのは地球環境の問題だけではないし、権利というよりも義務を示すような規定になっているので、修正すべき。(大人3件)	
470	「札幌の文化や雪国…」について、学校で「札幌の文化や雪国の暮らし」を学ぶことはあまりないので、「札幌の歴史や地域の歴史を正しく学び」に修正してほしい。(大人1件)	
471	「札幌の文化や雪国…」とあるが、スキー授業を増やしたり、もっと雪と遊べるようなシステムを作ることも考えてほしい。(子ども3件)	子どもが豊かに育つために「札幌の文化や雪国の暮らし」「地球環境の問題」などについて学ぶことはとても大切ですが、このことについては、学校等で学ぶことだけでなく、家庭や地域等においても、お祭りなどの地域における行事や雪遊び、除雪経験等の様々な機会を通して、子どもが学ぶことを保障する必要があると考えています。
472	「地球環境の問題…」という素案に示されている権利を実現するため、学校での授業の充実や大人の支援が必要である。(子ども5件)	
473	「地球環境の問題…」は、「様々な芸術、文化、スポーツ…」、「札幌の文化や雪国…」に含めてはいかがか。(大人2件)	子どもが豊かに育つためには、様々な経験が必要であり、札幌の子どもにとって特に大切なものとして、これらの権利を定めています。「札幌の文化や雪国の暮らし」「地球環境の問題」は、今後の札幌を担う子どもたちにとって欠かせない権利であると考え、それぞれ規定しています。
474	<p>その他意見・感想等 (大人21件、子ども51件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の中で遊ぶことは、札幌の子どもには制限があるが、とても大切なことだと思う。(子ども) ・「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ親しむこと」や、「地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」は、知識として役立つと思うので、とても良いことだと思う。(子ども) など 	
【参加する権利について】		
475	「参加する権利」について、意見を言うからには、当然のことながら他の意見にも耳を傾けることが社会のルールであることを子どもたちがしっかり分かるように規定すべきである。(大人1件)	ご指摘のように、意見を表明する際には、他の人の意見を表明する権利を尊重する必要があります。このことは、子どもが権利を行使するあらゆる場面で共通の考え方であることから、第3章の冒頭に子どもの責任として、総括的にこの趣旨を追加して規定しています。

476	「参加する権利」について、「自分にかかわることに参加することができます」とあるが、「あらゆる場」に参加することは困難だと思う。(大人1件)	子どもが社会の一員として意見を表明し、参加することは、健やかな成長・発達にとってとても大切です。この条例では、「子どもにとって大切な権利」として規定するとともに、このことを促進するために、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、行政、育ち学ぶ施設、地域における役割を定めています。
477	子どもは、自分の意見を言いづらいので、まわりが子どもの意見を聞き入れる環境を作るようにしてほしい。(子ども9件)	
478	「あらゆる場で、自分の思いや考えを…」は、子どもの意見が正しいとは限らず、実効性は低いと思うので、権利として規定するべきではない。(大人1件、子ども2件)	
479	「表明した自分の思いや考え…」について、子どもの意見を聞き、実行しなければならないということの規定しており、現場の教員にとって、日常の教育活動を停滞させ、生徒の指導を困難にするものと考えられる。「子ども自身が健全に育つことを自身で阻害する可能性がある」と大人が判断する場合は、この限りではありません。」と修正するべきである。(大人1件)	ここでは、子どもが表明した意見は、年齢や成長に応じて適切な配慮がなされることを規定しています。実生活においては、子どもにとって最善の利益とは何かを判断した結果、子どもの意見を受け入れることができない場合もあるかもしれませんが、その際には、大人は、その理由を丁寧に子どもに説明することが求められます。
480	「表明した自分の思いや考え…」とあるが、子どもの意見を尊重することが、本当に社会や子どもにとって良いことだとは思えない。(大人2件)	
481	「参加する権利」とに、「思いや考え」という表現が出てくるが、これは参加するための権利であるので、「思いや考え」という表現は分かりにくい。「意見」という言葉を用いれば良いと思う。(大人1件)	素案において「思いや考え」と定めた趣旨は、子どもといっても0歳から18歳まで幅広く、例えば乳幼児のように、自分の意見を十分に表現できない場合があることから用いたものです。一方、参加に際して、自分の考えを述べる権利があることを明確に表す必要もあり、ご指摘の趣旨を踏まえ、「思いや考え」を「意見」と修正しています。
482	「適切な情報提供や支援…」について、子どもが自由に意見を表明するためには、自分が置かれている環境や判断の前提となる情報にアクセスする排他的な権利がなければ、判断に必要な情報を獲得することはできない。このことから、「知る権利」と明記するべきである。(大人1件)	ここでは、子どもが自ら考えたり、参加するために、分かりやすい情報提供などの支援が受けられることを、権利として規定しています。なお、この章で定める「子どもにとって大切な権利」は、やや抽象的な表現もありますが、できるだけ分かりやすい、親しみやすい表現となるよう心がけています。また、この権利の保障を進めていくため、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、行政、育ち学ぶ施設、地域における役割を定めています。
483	「適切な情報提供や支援…」とあるが、子どもが教えられる情報には、限りがあるのではないかと思う。(子ども1件)	
484	「適切な情報提供や支援…」について、これを実現するためには、それなりの手立てが必要である。(大人1件)	
485	「参加する権利」に、「情報提供」と「支援」という表現があるが、この両者の違いが分からないので、「情報提供などの支援」と修正するべきである。(大人1件)	
		ご指摘のように、「情報提供」は「支援」の中に含まれることから、「情報提供等の支援」と修正しています。

486	「 仲間をつくり、集まること」は当たり前なので、必要ないと思う。(子ども2件)	
487	「 仲間をつくり、集まること」とあるが、子どもが勝手に集まり、責任の持てないことに参加するのではないか、と危惧している。(大人3件)	ここでは、子どもが既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間をつくり、集まって、企画・実施ができることを権利として規定しています。この権利を行使する際も、他の人の迷惑にならないこと、他の人の権利を尊重することが大切であり、この趣旨を正しく伝えるため、広報・普及に努めていきたいと考えています。
488	「 仲間をつくり、集まること」について、集まることだけを認めても、子どもの集団などにおける「子どもの自治」が承認されなければ意味が無いので、「子どもの自治が社会から承認され、大人が子どもの自立的決定に不当に介入しない」という権利も併せて記載すべきではないか。(大人1件)	子どもの権利条約でも、集会や結社の権利については、公共安全や道徳、他者の権利の保護などの一定の制約のもと、保障されています。ご意見の趣旨は、「仲間をつくり、集まること」に含まれているものと考えています。
489	「 仲間をつくり、集まること」について、これが実効性を持つために、子どもが集まる拠点となる施設(東京「子どもの城」のような施設)を作ることを、規定するべきである。(大人1件)	子どもが遊びや活動を通して友達を見つけ、人間関係を作り合える場はとても大切であることから、子どもが安心して過ごすことができる「居場所づくり」に関する規定について、第4章第3節「地域における権利の保障」に設けています。
490	<p>その他意見・感想等 (大人14件、子ども23件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「参加する権利」について、この趣旨を市民に知らせるとともに、具体的な仕組みづくりに取り組んでほしい。 ・「参加する権利」を規定することによって、子どもの視点が取り入れられて、様々なことが発展するきっかけになると思う。(子ども) など 	